

2019年10月29日：令和元年厚生委員会

○たきぐち委員 それでは、私から、福祉保健局にかかわる防災対策について伺いたいと思います。

冒頭、黙祷をささげましたけれども、十月十二日に関東に上陸した台風十九号は、全国で八十名を超える犠牲者を出しました。さらに、先週金曜日、二十五日には、台風二十一号に伴う記録的な大雨で十名が犠牲となり、相次ぐ河川の氾濫等で、今なお三千人を超える被災者が避難生活を送っている状況です。

都内におきましても、あきる野市で、いまだ一カ所、避難所が残っており、五世帯から十世帯の方が避難している状況を、我が会派の清水議員からも聞いているところであります。

台風十九号では、東京都が十九年ぶりに災害対策本部を設置して対応に当たり、七区十七市三町一村で災害救助法が適用されたと思います。また、東京都災害情報システム、DISによる集計では、十三区市町村でレベルフォーの避難指示を発令したほか、その前段の避難勧告は三十二区市町村、レベル三の避難準備情報は十六区市町村で発令され、その対象世帯数は百三十四万世帯余、対象人数は二百五十四万世帯を超えたと見られます。

過去最大級の台風が接近をすると報道される中で、各自治体とも従前とは異なる対応に迫られ、多くの課題と教訓を残したのではないかと考えております。

私自身、八年前の東日本大震災の後、何度も被災地を訪問いたしまして、避難所の支援等にも携わりました。地域の中では消防団の一員として活動する中で、昨年は、台風接近に伴う水防第二非常配備態勢が二回発令されるなど、昨今の風水害に対する脅威というものを強く感じているところであります。昨年の西日本豪雨におきましては、倉敷市の真備町でボランティアの作業を行って、現場を見てまいりました。

今回の台風十九号でも、昨年の台風二十一号以来の水防第三非常配備態勢が発令される中で、警戒指示のもと、私自身も大きな不安を感じながら、避難所の状況等について随時確認をしながら対応に当たってまいりました。

そこでまず、避難所対策について伺いたいと思います。

東京都地域防災計画の風水害編、これは平成二十六年に修正をされたものでありますが、避難勧告、避難指示が発令された段階で、先ほど申し上げた東京都災害情報システム、DISによって、福祉保健局が避難所の開設状況を把握すると同時に、その後の支援準備に向けた情報を把握することになっております。

今回の対応への評価と浮き彫りになった課題について伺います。

○谷田少子社会対策部長 今回の台風十九号への対応といたしまして、都では、災害情報システム等により、区市町村の避難所の開設状況の把握を随時適切に行ったところがございます。

一方、区市町村の避難所は、一部地域を除きまして一晩で閉鎖されたため、避難生活の長

期化への対応など、その後の支援準備に向けた情報の把握までは行わなかったところがございます。

そうした点で、今回の対応につきましての課題はなかったと考えておりますが、区市町村によるシステム入力がない場合もあったことなどから、今後、入力の徹底などについて区市町村へ働きかけてまいります。

○たきぐち委員 都が公表している避難所の開設状況を見ますと、十三日日曜日、午前五時の段階で、避難所が一千六十カ所、八万三百九十七人が避難しているとされています。

しかし、避難所、避難者数とも記載のない自治体があると同時に、数値が必ずしも正確ではない、恐らく更新をされていないんだということだと思いますが、今後システムの入力を徹底していくということでもありますけれども、DISの活用そのものが地域防災計画における手順を共有しているにすぎないため、今回さまざまな現場対応に追われて入力作業が区市町村が困難だったのか、そもそも都への報告を重要視していなかったのかについても確認する必要があるのかと思います。

同時に、都として集約した情報を、その情報を集約して何の準備に生かしていくのかということについても考え方を整理して、区市町村に伝えていくということが必要だと考えております。

今回、随時適切に対応されたということでありましたが、改めて検証を求めておきたいと思います。

避難所には、学校の体育館などの一次避難所と、高齢者や障害者、乳幼児など、配慮が必要な人を受け入れる二次避難所があります。二次避難所は福祉避難所ともいわれ、各区市町村では、特別養護老人ホームや保育園、また都立施設である特別支援学校などと協定を結んで福祉避難所に指定をしておりますが、多様な支援ニーズに対応するためには、少しでも多くの福祉避難所を確保する必要があると思います。

そこで、福祉保健局の所管施設では、どのような施設が福祉避難所になっているのか伺います。

○雲田総務部長 福祉保健局の所管施設では、障害者の入所施設である八王子福祉園、東村山福祉園、七生福祉園が、それぞれ八王子市、東村山市、日野市からの求めにより福祉避難所となっております。

○たきぐち委員 八王子と東村山、七生の三施設ということでございます。今回の台風十九号では、福祉避難所としては開設されなかったと聞いております。

また、福祉保健局では、所管施設を福祉避難所として提供する以外にも、要配慮者対策統括部として、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等との連絡調整を図ることになっております。

要配慮者、すなわち高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等に対しては、より具体的な想定のもと、区市町村や関係機関との連携強化を図るべきと考えますが、今回の対応を含めて見解を伺います。

○雲田総務部長 都は、東京都社会福祉協議会や職能団体等と、災害時の職員派遣に関するネットワークを構築しておりまして、区市町村からの要請に基づき、社会福祉施設や福祉避難所へ要配慮者をケアする専門職を派遣することとしております。

今回の台風第十九号におきましても、避難所の開設状況を把握いたしますとともに、区市町村とも連携しながら、高齢者、障害者、子供等に関する施設の被災状況の確認を適宜行いました。

また、土砂災害で孤立した集落にある特別養護老人ホームにつきましては、現地に連絡員を派遣した東京都社会福祉協議会と随時連絡をとりまして、状況の把握を行ったところでございます。

この台風による災害では、区市町村から専門職の派遣要請はございませんでしたが、災害時に適切な対応が可能となるよう、今般の一連の風水害も踏まえまして、引き続き区市町村の福祉保健、防災担当者向けの研修やネットワークを構成する団体との訓練などに取り組んでまいります。

○たきぐち委員 ネットワークを構築して、今回対応に当たられ、さまざまな被災状況の確認を行ったということでございます。

地域防災計画の中に要配慮者対策統括部を設置するという記載がありましたので、今回、言及をしたところでありますけれども、今ご答弁がありましたとおり、ネットワーク、正式には東京都災害福祉広域支援ネットワークのことかと思っておりますけれども、このネットワークがその役割を果たしていくべきものと認識をいたしました。

このネットワークにおきましては、発災後において情報集約と情報共有を図り、介護福祉士など福祉専門職の応援の派遣、東京都災害福祉広域調整センターの設置による広域調整を実施するということになっておりますが、今回は派遣の準備にとどまって、広域調整センター設置にも至らなかったということかと思っております。

今回、全国的に見ますと、福祉避難所の仕組みが機能しなかったという事例も報告されております。ネットワークを十分に機能させるための研修、そして訓練につきましては、風水害を現実的な想定として取り組みを進めていただきたいと思います。

今回、都立施設で避難所として開設をされたのは、東京武道館と世田谷市場、さらに都立高校七校と聞いております。

地域防災計画では、福祉保健局の役割として、都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所としての役割を果たせるように連絡調整するとしておりますが、武道館や市場、高校は、いずれも一次避難所としての開設と聞いておりまして、同時に、先ほどご答弁があり

ましたとおり、福祉保健局が所管するのは三施設のみということを見ると、その他の都立施設を含めて、福祉保健局がこの調整役を果たしていくべきなのか、その役割についても、改めて今後の検討課題かなというふうに感じているところであります。

さらに、地域防災計画震災編と風水害編、今回改めて確認をさせていただきましたが、これまでは大震災に備えた取り組みに重点が置かれていたんだろうと思います。しかし、今回の大型台風で明らかになったのは、震災と風水害では、避難所の開設の手順であったり、運営のあり方、避難誘導のタイミング、手法等々、大きく異なると同時に、区民、市民にとっては、震災や風水害の別なく避難所は避難所であって、その認識の差が大なり小なり、それぞれの区市町村で混乱を生むことにもつながったのではないかと推察をしております。

避難所の把握については福祉保健局の役割ということで、改めて地域防災計画を確認して思ったところでありますけれども、まさに震災と異なって風水害というのは、迫りくる台風、風水害の中で、風雨の中で、区市町村との情報共有を図りながら迅速な対応が求められると想定するならば、総合防災部があって、こうした総合防災部でトータルの視点で対応していくことで、より適切な対応が可能になるのではないかなというふうにも感じているところでございます。

現在の地域防災計画の中で福祉保健局に与えられた役割、これを確認しながら、今回についても、当然、総合防災部と連携を図りながら対応をとられたということでありますけれども、この風水害という大きな災害を想定したこれからのあり方について、私も私なりに頭の整理をしていきたいと思っておりますので、その点、申し述べさせていただきたいと思っております。

今回の台風十九号におきましては、先ほど申し上げたとおり、八万人以上が避難をしたわけでありますけれども、ペットの同行避難について、その対応に課題があったと聞いております。

環境省の災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでは、避難所におけるペットの受け入れについては同行避難を原則として定めており、都内においても、多くの自治体がガイドラインを策定していると認識をしております。正確な数字ではありませんが、四十九区市のうち、少なくとも四十六の区市では、ガイドラインを策定しているんだと思われませんが、全避難所、あるいは一部避難所で同行避難を可能としております。

しかし、今回のこの台風十九号の対応においては、ペットの同行避難について、各区市町村で対応が異なって、同行避難ができない避難所もあったと聞いております。

また、同行避難は可能であったんだけど、現場の職員まで徹底をされておらず帰されたり、あるいは同行避難と同伴避難の違いの認識不足によってケージに入れずに避難所に連れてきたり、あるいはガイドラインがなくて、基本的に認められていないんだけど、現場判断で受け入れられたりと、さまざま各区市町村によっての対応で、多少なりとも混乱が生じるお話を幾つも伺いました。

一方で、同行避難というのができるということを知らずに、自分は犬と心中するんだというような高齢者もいたというようなお話も伺いました。

ペットの同行避難については、震災だけではなくて、今回のような風水害に対しての想定も重要であると考えます。東京都は、避難所を設置する区市町村から台風十九号で明らかになった課題等の情報を収集するなど、区市町村への支援を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

○高橋健康安全部長 都は、飼い主に対しまして、災害時における日ごろからの備えを啓発いたしますとともに、避難所の運営主体である区市町村に対しては、同行避難動物の受け入れ体制の整備について支援を行ってございます。

お話のように、今回の台風十九号の際には、避難所での受け入れ体制がさまざまであったことから、風水害におけるペットの同行避難につきましての課題が改めて認識されたところでございます。

こうしたことを踏まえて、今後、近年の風水害発生時における各地の対応状況や課題について調査いたしますとともに、専門家からもご助言をいただきながら、風水害時における動物救護対策について検討し、区市町村に情報提供を行うなど、体制整備を支援してまいります。

○たきぐち委員 風水害による避難の場合、人とペットとのエリアを分けることが物理的に困難な避難所も多いということも考えられます。

第一義的には区市町村で対応を検討すべき課題であると考えますが、例えば大型犬の対応であったり、周知の方法であったり、各自治体における対策、事例を共有すると同時に、都として取り組むべきことがないか、例えば都立施設の活用等々、さまざまな観点から検討していただきたいと思えます。

今、専門家からの助言ももらいながら、今後、情報提供、体制整備を支援していくというご答弁でしたので、ぜひとも、次のいつ起きるかわからない災害のときに万全の体制で臨まれるような支援をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、備蓄、輸送体制について伺います。

東京都地域防災計画震災編は令和元年に修正をされましたが、首都直下型地震等による東京の被害想定として見込まれている約二百二十万人の避難所生活者に対して、都は、区市町村と連携して、発災後三日分の物資を確保するとしています。

現在の備蓄状況及び品目、量についての考え方について伺います。

○藤井事業調整担当部長 東京都地域防災計画では、備蓄物資について、発災後三日間は原則として地域内備蓄で対応するものとしておりまして、区市町村は避難所やその近隣で備蓄を行うとともに、都は広域的な見地から区市町村を補完するため備蓄を行っております。

平成三十一年四月一日現在の都内の備蓄状況は、アルファ化米やクラッカーなどの食料を約二千六百八十九万食、ランニングストック方式によるカップ麺を二百二十万食、生活必

需品として、毛布を約三百四万枚、敷物を約二百六十二万枚、紙おむつを約二百九十六万枚、生理用品を約五百五十七万枚などとなっており、必要数を充足しているところです。

このうち、食料の品目につきましては、当初は乾パンだけでございましたが、これまで順次品目の見直しを行い、現在は、食物アレルギーに対応した米粉クッキーや要配慮者に対応した白がゆも導入しているところです。

都の備蓄先は、都が設置する二十カ所、区市町村が設置する七百五カ所の備蓄倉庫のほか、ランニングストックとして確保しております即席麺については、近県に所在する五カ所の倉庫となっております。

○たきぐち委員 三日分という備蓄目標に対して、今お答えいただいたそれぞれの品目の備蓄量を換算しますと、敷物で三・五七日、食料、毛布は四日強、紙おむつ、生理用品は七日弱という計算にそれぞれなりまして、目標とする量は、今ご答弁があったとおり、確保できていると認識をしております。

品目につきましても、昨今ご要望の強いアレルギー対応であったり、要配慮者への対応食品など、順次見直しを行っているという状況でございました。

今回の台風十九号において、こうした物資について、区市町村への提供はなされたのでしょうか。経緯、輸送状況も含めて伺います。

○藤井事業調整担当部長 都は、令和元年十月十二日、日野市からの要請を受けまして、都が備蓄する毛布六千枚を多摩広域防災倉庫から搬出しまして、同市が手配したマイクロバスによりまして避難所に同日搬送いたしました。

また、同年十月十三日、日の出町からの要請を受け、一般社団法人東京都トラック協会との連携によりまして、白米、白がゆ、クラッカー等の都が備蓄する食料を多摩広域防災倉庫から日の出町へ翌日搬送いたしました。

また、区市町村の避難所等では、都が区市町村の倉庫に寄託し、備蓄している毛布などが有効活用されたところです。

○たきぐち委員 日野市、そして日の出町から要請を受けて、毛布及び備蓄食料を搬送したということでありました。

地域防災計画においては、区市町村が被災によって物資調達が可能となった場合に、要請を待たずに支援をする、いわゆるプッシュ型支援を行うとあります。

状況に応じて、現地のニーズを的確に把握をし、迅速な支援を行うべきと考えますが、見解を伺います。

○藤井事業調整担当部長 被災者への都備蓄物資の提供に当たりましては、区市町村からの要請を原則としておりますが、区市町村の被災状況から緊急性が高いと認められるとき

は、必要な物資の供給、いわゆるプッシュ型支援を行うこととしております。

都は発災時におきまして、物資の調達、保管、搬送など、物資対策全般を一体的に運用するために、物資・輸送調整チームを都災害対策本部の下に設置し、関係者間で必要な情報共有や調整を行い、迅速に被災地の要望を把握しまして物資を提供できるよう対策を講じることとしております。

○たきぐち委員 国の方では、東日本大震災で物資が被災者に十分に行き届かなかったということを踏まえて、被災した自治体からの要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型支援に切りかえて、熊本地震で実施されたというふうに認識しております。これは大変有効であったと同時に、ミスマッチという課題も残ったということも指摘されているところかと思えます。

都としては、今ご答弁がありましたとおり、原則として区市町村からの要請ということでした。ただ、緊急性が高いと認められたときには、プッシュ型の支援を行うということでした。現地でのニーズをしっかりと把握をするというのは、なかなか大変難しいことではありますけれども、ぜひ必要な物資を提供できる体制を構築していただきたいというふうに思います。

今回、日野市については、多摩広域防災倉庫から、十二日土曜日の夕方五時ごろに三千枚、夜九時ごろに三千枚、これは都のホームページにも載っておりますけれども、マイクロバスに積み込んで搬送したということでありました。まさに暴風雨の中での作業だったのではないかなと想像するところです。

これまでは、大震災による発災後の被災地における避難所への支援が主な想定だったと考えられますが、今後は、今回のような風水害等による避難場所への支援、雨天での作業等、さまざまな場面を想定し、作業効率を高めるための体制整備が求められるんだろうと思います。

倉庫において、備蓄品を円滑に積み込むためのパレット化や毛布等のリパック、あるいはハンドリフトの配備等々、運用面での改善を計画的かつ早急に進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

○藤井事業調整担当部長 都は現在、物流事業者など関係機関からの意見も踏まえまして、十一カ所の備蓄倉庫に四十八台のハンドリフトを配備するとともに、パレットを利用した保管方法へ順次変更しているところです。

食料につきましては、賞味期限に合わせてパレット積みに変更し、現在は全量がパレットを利用した保管となっております。

こん包が古いなどの課題があった毛布及びカーペットにつきましては、今年度、約七万枚と約四十万枚をそれぞれ再こん包いたしましてパレット積みを行うことで、実施率がともに五割超となる見込みでございます。

○たきぐち委員 パレット化、そしてハンドリフトの配備等々を進めていただいているか  
と思います。

毛布、カーペットについては、私も、白鬚の東倉庫、これは二十カ所の備蓄倉庫の中で最  
大の倉庫であります、ことし二月に見させていただきました。先日は南千住の倉庫も見さ  
せていただいて、パレット化の現状であったり、あるいはハンドリフトの配備等々、確認を  
させていただきました。

賞味期限のある食料品については全てパレット化が完了しているということでありまし  
たけれども、残りの毛布、カーペット、これは今年度、五割超の実施率になるという、今、  
計画的に進めているという話がありました。

この毛布について、私も見ましたけれども、段ボールに東京都民生局とか東京都福祉局と  
いう印字がされているんですね。まさに年期物だなということを感じたところでありませ  
が、今回、リパックを進めるに当たって、この毛布については、決してこれは、食料とは違  
うので、使えるものは、十分使えるということで、今リパックをされているということであ  
りました。

先ほど申し上げたとおり、雨天時での作業等々、こういったときには、作業の迅速性、そ  
して安全性を確保しながら作業を進めていかなければいけないということだと思いたすの  
で、ぜひとも、もちろん、いろいろな課題、そして段取りがあろうかと思いたすけれど  
も、リパックについても進めていただいて、そして、毛布、カーペットについてもいまだにす  
のこが利用されているので、パレット化を進めていただきたいと、これは要望しておきたい  
というふうに思いたす。

あわせて、区市町村の七百五カ所を寄託倉庫としていることから、この各倉庫については、  
もちろん区市町村の管理ということになろうかと思いたすけれども、安全性や作業効率性  
も含めて、都の方でもいろいろと確認をしながら、物資については、これは寄託をしてい  
るわけですから、確認をしていく対応を求めておきたいというふうに思いたす。

次に、乳幼児に対しての対応を伺いたす。

乳幼児に対しては、発災後三日間は区市町村、その後の四日間を都が備蓄するとしており  
まして、哺乳瓶、調製粉乳、いわゆる粉ミルクを備蓄しているところかと思いたす。

地域防災計画の修正において、乳児用液体ミルクの調達、提供が新たに盛り込まれたとこ  
ろであります。

既に本会議や委員会等々でもさまざまな議論がなされているところではありますが、都は、  
区市町村への導入の支援を始めたところかと思いたすが、いつ大きな災害が起きるかわか  
らない中で、都として備蓄に向けた取り組みを早急に行うべきと考えますが、見解を伺いた  
す。

○谷田少子社会対策部長 都は、災害時に乳児用液体ミルクを海外から緊急に調達できる

ようイオン株式会社と締結しておりました協定を、本年三月には、国内からも調達できるよう改定したところでございます。また、他の民間事業者とも協定を締結するなど、重層的な体制を整えております。

備蓄につきましては、賞味期限が粉ミルクよりも短いことや、賞味期限が迫った備蓄品を適切に活用する方策等の課題を踏まえまして検討をしております。

○たきぐち委員 先ほど来、台風十九号の話をしておりますが、ことしは、九月には台風十五号で千葉県を中心に甚大な被害が発生をいたしました。こうした大型台風が相次ぐ中で、被災地において、乳児用液体ミルクの活用が進んでいるという報道も目にいたします。

三重県では、都道府県で初めて乳児用液体ミルクの備蓄を開始したということでありまして、もちろん都においては、備蓄すべき量等々、あるいはコストも含めて、さまざま検討が必要かと思えますし、粉ミルクとのバランス等々にも配慮をしなければいけない、そういった課題もあろうかと思えますが、こういったクリアすべき課題をしっかりとクリアしながら、ぜひ検討を加速させていただきたいとお願いをいたします。

賞味期限が切れる食料備蓄品については、その活用が従前より指摘をされているところでありまして、平成二十八年度には、食品ロス削減に向けたモデル事業も実施をされました。環境局は、今年度中に、都や区市町村の食料備蓄品の在庫状況を把握して、NPO団体など、必要な団体とマッチングする仕組みを導入するとしております。

福祉保健局として、備蓄品の提供、補充、賞味期限の情報管理等を適切に行うための体制整備に努め、食品ロス削減に向けて取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○藤井事業調整担当部長 災害救助用食料の賞味期限は五年でございますが、これまでも在庫量や賞味期限の情報を適切に管理し、運用してきたところでございます。

賞味期限切れ間近の食料につきましては、福祉保健局災害救助用食料の寄附基準に基づきまして、区市町村などで実施する防災訓練などにおいて都民の防災意識の啓発のために使用し、有効活用することに努めております。

現在は、前述の取り組みに加えまして、社会福祉施設やフードバンク等への寄附により活用を図ることによりまして有効活用を行っているところでございます。

○たきぐち委員 福祉保健局として、在庫量や賞味期限をしっかりと管理をしているということでありました。

これまで、東日本大震災や平成二十五年の二十六号台風——これは大島で甚大な被害が発生した台風であります。また熊本地震であったり、北海道胆振東部地震等々、都内の避難者以外にも、この物資を活用してきた実績も確認しているところでございますし、その都度、その補充も行っているところかと思えます。

都として備蓄している食料は九百五十万食で、このうち毎年約百五十万食を入れかえて

いるというのが実態だと伺っておりますが、今回、これは環境局の事業でありますけれども、環境局が取り組むマッチングシステムだけでは、この百五十万食というのは活用し切れないというところも推測をしておりますけれども、こうした新たな事業と局横断的に連携を図りながら、引き続き有効活用に努めていただきたいと思います。

冒頭申し上げたとおり、今回、十九年ぶりに東京都で対策本部が設置をされて対応に当たった、この教訓というのか経験、これを次に生かすべく、また、浮き彫りになった課題を、ぜひともこれを解決するべく取り組んでいただきたいと思いますということを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

聴覚障害者への支援について伺います。

先ほど来、災害対策について質疑を行ってまいりましたけれども、聴覚障害者にとっても、災害時における意思疎通等のための手段確保は大きな課題であります。

昨年、私の地元荒川区では手話言語条例が制定され、その中に災害時における対応についての規定があり、福島県郡山市や埼玉県の坂戸市でも同様の規定があるところがございます。現在、手話言語条例は、二十七道府県、都内七区を含む二百八十五自治体で制定をされております。

都民ファーストとしてもこれまで、本会議、予算委員会において、障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例とは別条例として、手話の言語化だけではなくて、さまざまなコミュニケーション手段の規定などを定めるべきと主張してまいりましたが、改めて都の見解を伺います。

○松山障害者施策推進部長 情報を得ることが困難な障害者が安全・安心に暮らし、社会参加できるようにするためには、多様な情報提供手段により、障害者への情報保障を推進することが重要でございます。

都は、障害者差別解消条例において、共生社会実現のための基本的な施策に情報保障の推進を位置づけ、手話、筆談、点字、拡大文字など、障害特性に応じた多様な情報提供の手段が普及するよう必要な施策を講ずること、また、手話は一つの言語であることの認識に基づき、その利用が普及するよう必要な施策を講ずることを規定しております。

具体的には、手話通訳者や要約筆記者の養成事業や、ICTを活用した遠隔手話通訳事業などに取り組んでおります。

○たきぐち委員 先日、東京都聴覚障害者大会に出席をいたしまして、松山部長もそこに出席をされたかと思えます。

情報保障、情報バリアフリーを進めることが求められているかと思えますが、今ご答弁がありましたICT遠隔手話通訳等事業については、聴覚障害者のニーズを把握し、利便性を高める取り組みが必要だと考えますが、見解を伺います。

○松山障害者施策推進部長 都は、都庁における聴覚障害者の情報保障を推進するため、平成二十八年度から二年間、聴覚障害者の利用が予想される心身障害者福祉センターなど六カ所にタブレット端末を設置し、コールセンターに待機している手話通訳者がタブレット端末の画面越しに手話通訳を行うモデル事業を実施いたしました。

平成三十年度からは、より柔軟にサービス提供ができるよう、タブレット端末を都庁内の各部署に貸し出す方式に変更し、イベントや窓口で聴覚障害者との意思疎通支援に遠隔手話通訳を活用しております。

さらに、この事業を推進するためには、都庁内で理解を深めることが必要であることから、都職員向けの説明会を開催するとともに、チラシ、動画及び専用ホームページを作成し、都庁内への普及啓発を図っております。

○たきぐち委員 二年間のモデル事業を終えて、昨年度から都庁内での貸出方式を実施しているということでありました。年間四十件程度の利用があると聞いております。

遠隔手話通訳など、ICTを活用したツールは非常に便利であるものの、認知度は不足していると思われることから、聴覚障害者への普及啓発に、さらに努めていただきたいと思っております。

次に、障害者の就労支援について伺います。

障害者の就労は、障害者の自立、社会参加のための重要な柱であって、障害者の適性に合った就労を実現する環境を整備していくことが求められております。

先日、我が会派の有志で、グループ企業の特例子会社として障害者雇用を行っている企業を視察いたしました。

この会社は、四十六名の障害者のうち半数が知的障害者で、次いで精神、そして身体となっているのが特徴で、データ入力やファイリングなどの事務補助を初め、毎朝の清掃、拠点への出向清掃、外部企業からの通信機器のクリーニング等々に取り組む様子を拝見させていただきました。

七名ほどのジョブコーチがいらっしゃいまして、業務遂行支援や相談に携わっているわけですが、責任者の方は、雇用した後にいかに定着をさせていくのか、そのための働きがいを持てる環境をいかに整備できるかということに、もっと施策のウエートが置かれなければならないということを強くおっしゃっていました。

障害者雇用・就労推進連携プログラム二〇一九においても、データとして雇用率や雇用者数の数字はありますけれども、定着率や離職者数の数字はありません。

厚労省のデータによりますと、就労系障害福祉サービスから一般就労への移行は、平成十五年の千二百八十人から約十年、平成二十九年に一万四千八百四十五人と十一・五倍に増加しておりますけれども、就労するだけではなくて、いかに定着につなげるかが重要であろうかと思っております。

特に、精神障害者の就労定着率については、例えば、京都ではSPIS、川崎ではK-S

T E Pなどの就労定着支援ツールを活用して成果を上げていると聞いております。

東京都においても、精神障害者の就労定着率アップに向けて施策を推進すべきと考えますが、定着率に対する現状と、さらなる取り組みについて伺います。

○松山障害者施策推進部長 障害者の就労一年後の職場定着率を調べた研究によりますと、精神障害者は約四九％であり、知的障害者の六八％、身体障害者の六一％と比べて定着率が低い状況でございます。

精神障害者が安定して働くためには、病状やストレスをコントロールすることが重要であり、医療機関のかかわりが不可欠でございます。

そこで、都は、就労支援機関や医療機関など、関係機関の連携を促進するため、平成三十年度に精神障害者就労定着連携促進事業を開始いたしました。

この事業では、就労移行支援事業所等の職員が、精神疾患の基礎知識や医療機関との基本的な情報交換スキルを習得するための研修を実施しております。平成三十年度は、二日間の研修を三回実施し、延べ九十人が参加いたしました。

また、都内六カ所ある障害者就業・生活支援センターを中心に、医療機関、就労支援機関、企業等が就労定着支援に関する課題について共有化を図るための連絡会を開催しております。平成三十年度は、計二十六回開催し、延べ二千百四十五人が参加いたしました。

さらに、モデル事業として、就労定着支援への理解を深めるための講座等を、医療機関スタッフ向けと医療機関に通院する当事者向けにそれぞれ実施するとともに、企業等の意見を取り入れた精神障害者の就労支援に関する連携プログラムの作成に取り組んでおります。

○たきぐち委員 精神障害者が、知的、身体と比べると、やはり定着率が低いという数字も、ただいまご説明がありました。連携促進事業、あるいは連携プログラムの作成に取り組まれているということ、さまざま取り組まれていると今ご説明がありましたので、就労はもちろんのこと、しっかりと定着をしていくような取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

障害者が地域で自立して生活していくためには、障害者の能力や適性を生かして働くことができる場が必要です。現在、一般就労が困難な障害者が働く福祉施設である就労継続支援B型事業所で多くの障害者が働いておられます。しかし、これらの施設における東京都の平均工賃は、平成二十九年度で月額一万五千七百五十二円と聞いておまして、年々上昇傾向にあるかと思いますが、その水準は決して高いとはいえません。

そこで、都は、工賃アップにどのように取り組んでいくのか見解を伺います。

○松山障害者施策推進部長 都は、平成三十年六月に、福祉施設における工賃向上のための具体的な支援策を示すため、平成三十年度から令和二年度までの三カ年を計画期間とする工賃向上計画を策定いたしました。

この計画のもと、都は、工賃アップセミナーを実施し、施設職員の経営意識を高める基礎研修に加え、それぞれの事業所の課題を解決するため、個別の相談会や中小企業診断士等の専門家による施設への派遣を行うなど、施設が工賃向上に具体的に取り組めるよう支援しております。

また、生産性向上や受注機会の拡大を目的として、福祉施設が導入する生産設備の整備に対する補助を行っています。

さらに、都において、共同受注窓口を設置し大口の作業案件を受注するなど、受注促進に取り組んでおります。

こうした取り組みを通じて、今後とも工賃の向上を目指す福祉施設の取り組みを支援してまいります。

○たきぐち委員 就労継続支援B型の工賃は作業場の投資額に比例するとして、コチョコウランの栽培に取り組んで、工賃三万円から十万円を実現している経営者もいるというふう聞いております。

さまざまな成功事例も共有しながら、それぞれ各福祉施設の実情に応じた支援をお願いし、工賃アップに結びつくように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、都立療育センターについて伺います。

厚生労働省の平成二十九年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果によると、公立の特別支援学校で日常的に医療的ケアが必要な幼児、児童生徒数は八千二百十八名であり、平成十八年度の五千九百一名から増加傾向にあります。同調査で、公立の小中学校では八百五十八名です。特別支援学校の整備やインクルーシブ教育も調査検討して拡充傾向にあります。こうしたことから、卒業後の生活支援については、拡充することが必要になってくると考えます。

こうした状況の中で、都立の療育センターの入所と通所状況について伺います。

○松山障害者施策推進部長 都立の重症心身障害児者の入所施設は四カ所あり、その入所定員の合計は四百五十六名でございます。

また、通所については、入所を行っている四カ所に加え、三カ所の分園で実施しており、七カ所の通所定員の合計数は二百名、平成三十九年度末の登録者数は二百五十五名となっております。

○たきぐち委員 東部療育センターでは、通所定員三十五名でありますけれども、登録者数は平成三十九年度末で六十三名ということです。通所登録者数は年々増加をいたしますし、来年度もまた特別支援学校などの卒業生が登録することが予測されるようです。

通所におきましては、これまでの利用日数を、四日のところを三日、三日のところを二日になど、利用者の日数を少しずつ減らして新規登録者の利用を組み入れている状況もある

やに聞いております。

例えば、土曜日の開所など受け入れを拡充することで利用日数を減らさないようにするための取り組みを求める声もありますけれども、重症心身障害児者のための通所施設を整備する必要があると考えますが、見解を伺います。

○松山障害者施策推進部長 都は、重症心身障害児者が身近な地域で安心して生活できるよう重症心身障害児者通所施設の整備を進めており、平成三十年度末で六十一施設、定員六百八十七人となっております。

平成三十年三月に策定した障害者・障害児地域生活支援三か年プランでは、平成三十年度から三か年で定員を百五十人ふやすことを目標に挙げており、整備費の事業者負担を軽減する特別助成を行うなど、引き続き整備を促進してまいります。

○たきぐち委員 先日の決算特別委員会で我が会派の後藤議員も質問いたしましたけれども、都内重症心身障害児者通所施設数は、平成三十年度末時点で、医療型施設が二十施設、定員四百四十九名、地域施設活用型施設は四十一施設、定員二百三十八名ということでありました。

幾つかの地域活用型の施設を回りましたが、重い医療的ケアが必要な方は少ないという現状もありました。特に呼吸器については、かなり受け入れのハードルが高く、看護師の精神的負担など課題は多いというふうに感じますし、医師が巡回するなど都としての支援を求める声もあります。

こうした状況の中で、重症心身障害児者通所施設で、こうした濃厚な医療的ケアがある方を受け入れるための体制を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

○松山障害者施策推進部長 都は、重症心身障害児者通所事業において、医療的ケアの必要性が高い重症心身障害児者に適切なサービスが提供できるよう、看護職員の配置など都の基準を満たした事業所を対象に、運営費の補助を実施しております。

さらに、民間の医療型施設において、看護師を超重症児等受け入れ促進員として配置し、特に医療ニーズの高い超重症児者、準超重症児者を一定数以上受け入れた場合に支援を行っております。

○たきぐち委員 地域施設活用型では、送迎バスなどの充実に補助を活用している施設もあれば、施設が老朽化しているため施設整備だけで手いっぱいのところもあるやに聞いています。

今、運営費の補助等々のお話もありましたが、この利用者の方々のさまざまな不安の声も届いているところがございますので、今後の対応、ご支援をお願いいたしまして、質問を終わります。